

一般質問における常任委員長の除外について

(平成27年8月31日 議会改革推進会議)

会派名	主 な 意 見	質問の機会の確保
自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・従来通りでよい。 ・全体のバランスが大切であり、一般質問と代表質問の合計で考えるべき。 ・合計で「議員1人当たり割当回数」で1.0を割り込んでいる会派はない。これが最低ラインかと思う。 ・会議時間が午後1時から午後5時という原則を踏まえて、質問者数が決められていると考える。 ・7会派が代表質問し、一般質問との合計質問回数が60回あり、過去に比べて圧倒的に増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、午後4時で終わるなど、早く終わる場合であれば、弾力的な運用も可能かもしれない。 ・質問の機会の確保という観点から考えても、現在のルールで1.0を割り込んでいないので、一般質問及び代表質問を通じて、自然な形であると思う。
自民党奈良	<ul style="list-style-type: none"> ・自民党奈良においては、議長等を含めた除外役員が4名で一番多いが、従来からこの方法で割当が行われており、以前からの経緯があるので、従来通りでよい。 	
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長が質問を希望する場合は、割当の際の除外役員からはずしてほしい。 ・平成27年「一般質問・議員1人当たり割当回数」では、創生奈良が0.4、自民党奈良が0.6となっている。選挙で選ばれた県民の代表である議員としては、年間0.4回の発言ではいかがなものかと思う。せめて0.4回や0.6回が生じないよう、年に1回の割当が必要と考える。 ・議員1人当たり割当回数(一般質問+代表質問)について、民主党が2.0、自民党奈良及び自民党絆が1.0と差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問が3人で終わる日が年間2～3日ぐらいあるので、そこに一部をあてることができるが、それでも不足なく、日程を増やさなければならないので議論が必要。ただ、一度検討する価値はあると思う。 ・テレビ中継や会期に関わるので、全体の合意形成が必要と考えている。
創生奈良	<ul style="list-style-type: none"> ・割当回数を「一般質問のみ」、「一般質問+代表質問」のどちらで考えるかによって、話の方向性が変わってくるが、一般質問と代表質問の合計で考えるのが妥当。 ・従来通りでよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員1人当たり割当回数が極端に減る会派が出てくれば、改めて検討すればよいと考える。
維新の党	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の割当が、各議員に年1回となると、4年間で4回しかないので考慮いただきたい。 ・会派によって意見は様々なので、常任委員長を除外するかどうかは各会派で決めてもらえばよいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議規則において、議長に通告すれば一般質問できるとなっているので、その内容を遵守するのが通常と考える。 ・一般質問が年に1回ということであれば、書面でも理事者に質問する機会を認めていただきたい。
民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問は、議員個人による質問なので、常任委員長を除外する必要はないと考える。 	
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・あえて、常任委員長を除外する必要はないと考える。 	
自民党絆	<ul style="list-style-type: none"> ・従来通りでよい。 	